



奈良労働局発表
平成29年12月12日

奈良労働局職業安定部職業対策課
課長 玉置 達夫
障害者雇用担当官 尾崎 和雄
Tel 0742-32-0209

平成29年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果

民間企業における実雇用率は2年連続で全国第1位
雇用率達成企業割合は全国第10位から第5位へ

障害者の雇用促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することを義務づけています。

奈良労働局では、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、雇用義務のある事業主などに報告を求めており、今般、奈良県内の民間企業や公的機関などにおける、平成29年の「障害者雇用状況」の集計結果をとりまとめました。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数は2,293.5人と前年より71.0人増加
- ・実雇用率は**2.62%**と前年より0.02ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は**63.2%**と前年より2.8ポイント上昇

<公的機関>（同 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%）

- ・県及び市町村：雇用障害者数は404.0人、実雇用率は2.57%
- ・県下教育委員会：雇用障害者数は162.0人、実雇用率は2.25%

<独立行政法人など特殊法人>（同 2.3%）

- ・雇用障害者数は100.5人と前年より16.5人増加
- ・実雇用率は2.46%と前年より0.37ポイント上昇

※ 特殊法人、国、県及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業における障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

労働者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上の者を常用労働者とし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を短時間労働者として計上する。

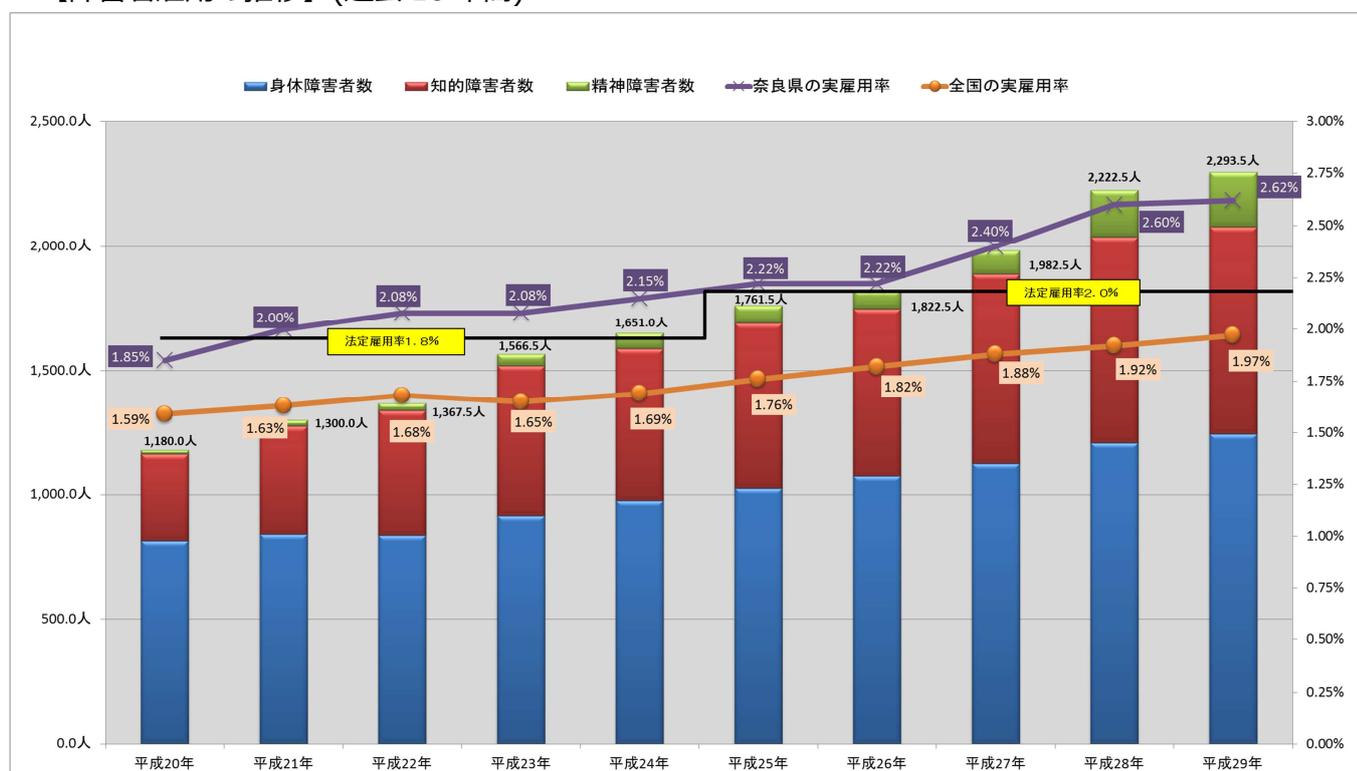
また、計上にあたり、重度身体障害者及び重度知的障害者の常用労働者については、その1人の雇用をもって、2人分の身体障害者及び知的障害者を雇用しているものとしてカウントされ、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者の短時間労働者については、1人の雇用を0.5人分相当としてカウントされる。

＜総括＞

平成 25 年 4 月 1 日より民間企業の法定雇用率は、1.8%から 2.0%へ引き上げられ、平成 27 年の県内民間企業の実雇用率は 2.40%と過去最高を記録。28 年はこれを上回る 2.60%となり、障害者雇用率は全国第 1 位を記録しました。今年はさらに前年を上回る 2.62%の雇用率となり、2 年連続で全国第 1 位を達成。達成企業数は 361 社で前年より 25 社上回り、7 年間記録を更新し続けております。また達成企業割合は 63.2%（前年 60.4%）で全国第 5 位（前年第 10 位）の達成率となりました。

障害者雇用状況の推移については、奈良県の実雇用率は常に全国平均を上回り、法定雇用率を平成 18 年以降毎年超えています。

【障害者雇用の推移】（過去 10 年間）



※ 民間企業における法定雇用率について、昭和 63 年から平成 10 年までは 1.6%、平成 11 年から平成 24 年までは 1.8%、平成 25 年から 2.0%となっている。

※ 障害者の数は次に掲げる者の合計数である。

平成 18 年度以降

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者
- ・精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント

平成 23 年度以降

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者
- ・身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント
- ・知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント
- ・精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント

【概要】

1. 民間企業における雇用状況

◇ 実雇用率は、2.62%	前年より 0.02 ポイント増加
◇ 雇用障害者数は、2,293.5 人	前年より 71.0 人増加
◇ 身体障害者は、1,246.0 人	前年より 37.5 人増加
◇ 知的障害者は、832.5 人	前年より 4.0 人増加
◇ 精神障害者は、215.0 人	前年より 29.5 人増加
◇ 雇用率達成企業の割合は、63.2%	前年より 2.8 ポイント増加
◇ 報告企業は、571 社	前年より 15 社増加

○ 実雇用率、雇用されている障害者の数

法定雇用率 2.0%が適用される一般の民間企業（常用労働者数 50 人以上規模企業）数は 571 社（前年は 556 社）となり、雇用されている障害者数は 2,293.5 人（同 2,222.5 人）と増加しています。

奈良県の実雇用率は 2.62%で、過去最高・全国第 1 位となった前年をさらに上回り、全国の実雇用率 1.97%より 0.65 ポイント高く、2 年連続で第 1 位となりました。

雇用されている障害者 2,293.5 人のうち、身体障害者は 1,246.0 人（前年 1,208.5 人）、知的障害者は 832.5 人（同 828.5 人）、精神障害者は 215.0 人（同 185.5 人）となっています。

○ 法定雇用率達成状況

調査対象企業 571 社のうち、法定雇用率を達成している企業は 361 社で、前年より 25 社増加しており、雇用率達成企業の割合は 63.2%と、前年（60.4%）より 2.8 ポイント増加しています。

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみた実雇用率では、50~100 人未満規模【3.62%】、100~300 人未満規模【2.42%】、300~500 人未満規模【2.54%】、500~1,000 人未満規模【2.09%】、1,000 人以上規模【2.06%】ですべての企業規模において法定雇用率を上回っています。

○ 産業別の状況

産業別にみた実雇用率では、製造業【2.28%】、運輸業、郵便業【2.18%】、宿泊業、飲食サービス業【2.54%】、生活関連サービス業、娯楽業【7.28%】、医療、福祉【3.50%】、複合サービス事業【2.06%】、サービス業【3.17%】の 7 業種で法定雇用率を上回っていますが、農、林、漁業【0.00%】、建設業【1.31%】、電気・ガス・熱供給・水道業【0.00%】、情報通信業【1.01%】、卸売業、小売業【1.80%】、金融業、保険業【1.94%】不動産業、物品賃貸業【1.78%】、学術研究、専門・技術サービス業【1.78%】、教育、学習支援業【1.29%】については法定雇用率に達していません。

2. 県及び市町村等の機関における在職状況

法定雇用率 2.3%が適用される機関（県及び市町村機関）

- ◇ 実雇用率は、2.57% 前年より 0.03 ポイント減少
- ◇ 雇用障害者数は、404.0 人 前年より 4 人増加

法定雇用率 2.2%が適用される都道府県等の教育機関

- ◇ 実雇用率は、2.25% 前年より 0.03 ポイント増加
- ◇ 雇用障害者数は、162.0 人 前年より 1 人増加

国及び地方公共団体の機関は、障害者を率先垂範して雇用すべき立場にあることから、民間企業よりも高い雇用率が定められています。

県内の地方公共団体における在職状況については、法定雇用率 2.3%が適用される機関（職員数 43.5 人以上規模の機関）では、実雇用率 2.57%（前年は 2.60%）で、報告対象機関のうち、未達成機関は 6 機関となっており、在職している障害者は、身体障害者が 364.5 人、知的障害者が 18.5 人、精神障害者が 21.0 人となっています。

また、法定雇用率 2.2%が適用される機関（職員数 45.5 人以上規模の機関）では、実雇用率 2.25%（前年は 2.22%）で、報告対象機関ともに達成しており、在職している障害者は、身体障害者が 155.0 人、知的障害者が 1.0 人、精神障害者が 6.0 人となっています。

3. 特殊法人における雇用状況

- ◇ 実雇用率は、2.46% 前年より 0.37 ポイント増加
- ◇ 雇用障害者数は、100.5 人 前年より 16.5 人増加

法定雇用率 2.3%が適用される一定の特殊法人（常用労働者数 43.5 人以上規模の法人）については、実雇用率が 2.46%（前年は 2.09%）となっており、在職している障害者は、身体障害者が 46.0 人、知的障害者が 43.0 人、精神障害者が 11.5 人となっています。

4. 法定雇用率の引き上げについて

平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げられることが決定しました。

◇民間企業	現行 2.0%⇒2.2%（報告対象は 45.5 人以上）
◇国・地方公共団体・特殊法人	現行 2.3%⇒2.5%（報告対象は 40 人以上）
◇都道府県等の教育委員会	現行 2.2%⇒2.4%（報告対象は 42 人以上）

さらに、平成 33 年 4 月までには 0.1%引き上げます。

<資料>

1 民間企業における障害者雇用状況

(1) 概況

	企業数	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合
民間企業	企業	人	人	%	%
[2.0%]	571	87,477.0	2,293.5	2.62	63.2
	(556)	(85,557.5)	(2,222.5)	(2.60)	(60.4)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

注 「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、計上された労働者数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難と認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(2) 障害者別雇用状況

(人)

	障害者数 合計	身体障害者計	重度障害者	重度障害者以外	重度障害者	重度障害者以外	知的障害者計	重度障害者	重度障害者以外	重度障害者	重度障害者以外	精神障害者計	常用労働者	短時間労働者
			(常用労働者)	(常用労働者)	(短時間労働者)	(短時間労働者)		(常用労働者)	(常用労働者)	(短時間労働者)	(短時間労働者)			
民間企業	2,293.5	1,246.0	305	516	66	108	832.5	179	376	43	111	215.0	158	114
[2.0%]	(2,222.5)	(1,208.5)	(285)	(507)	(77)	(109)	(828.5)	(184)	(368)	(31)	(123)	(185.5)	(132)	(107)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

注1 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料1-(1)概況の「障害者の数」に対応している。

2 「常用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

3 計算上「重度障害者（常用労働者）」については、1人を2人分と相当するものとしてカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間労働者）」並びに「精神障害者」である「短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

(3) 企業規模別概況

	企業数 企業	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数 人	障害者の数 人	実雇用率 %	法定雇用率 達成企業の割合 %
計	571 (556)	87,477.0 (85,557.5)	2,293.5 (2,222.5)	2.62 (2.60)	63.2 (60.4)
50～ 100人未満	294 (281)	20,781.0 (19,870.0)	751.5 (729.5)	3.62 (3.67)	56.5 (55.9)
100～ 300人未満	220 (220)	33,871.5 (33,844.5)	818.5 (791.5)	2.42 (2.34)	71.8 (65.5)
300～ 500人未満	26 (25)	9,156.5 (8,660.5)	232.5 (208.5)	2.54 (2.41)	61.5 (52.0)
500～ 1,000人未満	23 (22)	11,898.0 (11,539.5)	249.0 (248.5)	2.09 (2.15)	65.2 (77.3)
1,000人以上	8 (8)	11,770.0 (11,643.0)	242.0 (244.5)	2.06 (2.10)	75.0 (62.5)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

(4) 障害者別雇用状況

(人)

	障害者数 合計	身体障害者計	知的障害者計				精神障害者計				常用労働者	短時間労働者		
			重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)	重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)				
計	2,293.5 (2,222.5)	1,246.0 (1,208.5)	305 (285)	516 (507)	66 (77)	108 (109)	832.5 (828.5)	179 (184)	376 (368)	43 (31)	111 (123)	215.0 (185.5)	158 (132)	114 (107)
50～ 100人未満	751.5 (729.5)	304.5 (286.0)	70 (64)	129 (113)	21 (25)	29 (40)	356.5 (369.0)	118 (117)	98 (104)	11 (8)	23 (46)	90.5 (74.5)	52 (39)	77 (71)
100～ 300人未満	818.5 (791.5)	477.5 (447.5)	111 (98)	203 (198)	28 (32)	49 (43)	286.0 (289.5)	40 (47)	153 (157)	21 (14)	64 (49)	55.0 (54.5)	45 (45)	20 (19)
300～ 500人未満	232.5 (208.5)	103.0 (107.5)	22 (20)	43 (52)	8 (9)	16 (13)	102.0 (81.0)	11 (9)	64 (45)	6 (6)	20 (24)	27.5 (20.0)	23 (15)	9 (10)
500～ 1,000人未満	249.0 (248.5)	157.0 (159.0)	37 (37)	74 (78)	6 (5)	6 (4)	66.5 (68.5)	7 (7)	48 (51)	3 (2)	3 (3)	25.5 (21.0)	22 (18)	7 (6)
1,000人以上	242.0 (244.5)	204.0 (208.5)	65 (66)	67 (66)	3 (6)	8 (9)	21.5 (20.5)	3 (4)	13 (11)	2 (1)	1 (1)	16.5 (15.5)	16 (15)	1 (1)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

注1. 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料1-(3)企業規模別概況の「障害者の数」に対応している。

2. 「常用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

3. 計算上「重度障害者（常用労働者）」については、1人を2人分と相当するものとしてダブルカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間労働者）」並びに「精神障害者」である「短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

(5) 産業別概況

	企業数 企業	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数 人	障害者の数 人	実雇用率 %	法定雇用率 達成企業の割合 %
計	571 (556)	87,477.0 (85,557.5)	2,293.5 (2,222.5)	2.62 (2.60)	63.2 (60.4)
農,林,漁業	1 (1)	54.0 (66.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0.0 (0.0)
鉱業,採石業, 砂利採取業	- -	- -	- -	- -	- -
建設業	10 (10)	1,338.5 (1,455.5)	17.5 (17.5)	1.31 (1.20)	10.0 (40.0)
製造業	173 (167)	24,084.5 (23,805.5)	549.5 (541.5)	2.28 (2.27)	69.4 (66.5)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1 (1)	127.5 (129.5)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0.0 (0.0)
情報通信業	5 (5)	594.0 (534.5)	6.0 (8.0)	1.01 (1.50)	40.0 (40.0)
運輸業,郵便業	25 (23)	3,808.5 (3,568.0)	83.0 (76.5)	2.18 (2.14)	60.0 (65.2)
卸売業,小売業	83 (81)	12,255.5 (12,114.0)	220.0 (204.0)	1.80 (1.68)	51.8 (46.9)
金融業,保険業	6 (6)	4,152.0 (4,127.0)	80.5 (84.5)	1.94 (2.05)	83.3 (66.7)
不動産業,物品賃貸業	8 (9)	1,575.0 (1,486.5)	28.0 (27.5)	1.78 (1.85)	75.0 (55.6)
学術研究, 専門・技術サービス業	6 (6)	505.0 (482.5)	9.0 (8.0)	1.78 (1.66)	66.7 (50.0)
宿泊業,飲食サービス業	18 (18)	2,402.5 (2,303.0)	61.0 (63.5)	2.54 (2.76)	66.7 (66.7)
生活関連サービス業,娯楽業	22 (25)	1,936.0 (2,306.5)	141.0 (139.5)	7.28 (6.05)	59.1 (52.0)
教育,学習支援業	15 (15)	2,863.5 (2,778.0)	37.0 (34.5)	1.29 (1.24)	46.7 (26.7)
医療,福祉	154 (148)	23,862.5 (22,797.5)	834.5 (804.5)	3.50 (3.53)	66.9 (66.9)
複合サービス事業	1 (1)	2,213.5 (2,243.5)	45.5 (43.5)	2.06 (1.94)	100.0 (0.0)
サービス業	43 (40)	5,704.5 (5,360.0)	181.0 (169.5)	3.17 (3.16)	67.4 (65.0)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

(6) 障害者雇用状況の推移

	障害者の数(人)				法定雇用率(%)	実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合(%)			
	奈良県		全国			奈良県		全国		奈良県		全国	
	対前年増減		対前年増減			対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減	
平成 16 年	1,052	29.0	257,939	10,846	1.8%	1.76	△ 0.06	1.46	△ 0.02	52.1	△ 4.4	41.7	△ 0.8
17	1,074	22.0	269,066	11,127	1.8%	1.79	0.03	1.49	0.03	53.9	1.8	42.1	0.4
18	1,103.5	29.5	283,750.5	14,684.5	1.8%	1.88	0.09	1.52	0.03	54.8	0.9	43.4	1.3
19	1,147.0	43.5	302,716.0	18,965.5	1.8%	1.81	△ 0.07	1.55	0.03	55.2	0.4	43.8	0.4
20	1,180.0	33.0	325,603.0	22,887.0	1.8%	1.85	0.04	1.59	0.04	55.1	△ 0.1	44.9	1.1
21	1,300.0	120.0	332,811.5	7,208.5	1.8%	2.00	0.15	1.63	0.04	57.7	2.6	45.5	0.6
22	1,367.5	67.5	342,973.5	10,162.0	1.8%	2.08	0.08	1.68	0.05	57.1	△ 0.6	47.0	1.5
23	1,566.5	199.0	366,199.0	23,225.5	1.8%	2.08	0.00	1.65	△ 0.03	55.1	△ 2.0	45.3	△ 1.7
24	1,651.0	84.5	382,363.5	16,164.5	1.8%	2.15	0.07	1.69	0.04	59.3	4.2	46.8	1.5
25	1,761.5	110.5	408,947.5	26,584.0	2.0%	2.22	0.07	1.76	0.07	55.8	△ 3.5	42.7	△ 4.1
26	1,822.5	61.0	431,225.5	22,278.0	2.0%	2.22	0.00	1.82	0.06	56.2	0.4	44.7	2.0
27	1,982.5	160.0	453,133.5	21,908.0	2.0%	2.40	0.18	1.88	0.06	58.6	2.4	47.2	2.5
28	2,222.5	240.0	474,374.0	21,240.5	2.0%	2.60	0.20	1.92	0.04	60.4	1.8	48.8	1.6
29	2,293.5	71.0	495,795.0	21,421.0	2.0%	2.62	0.02	1.97	0.05	63.2	2.8	50.0	1.2

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成17年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者で短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

	企業数	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合
地方公共団体	機関	人	人	%	%
[2.3%]	43	15,697.0	404.0	2.57	86.0
	(42)	(15,366.5)	(400.0)	(2.60)	(88.1)
教育委員会	機関	人	人	%	%
[2.2%]	2	7,198.5	162.0	2.25	100.0
	(2)	(7,245.5)	(161.0)	(2.22)	(100.0)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

注1. 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

2. 「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

6

(2) 障害者別雇用状況

(人)

	障害者数 合計	身体障害者計	知的障害者計				知的障害者計	精神障害者計				常勤職員	短時間職員	
			重度障害者 (常勤職員)	重度障害者以外 (常勤職員)	重度障害者 (短時間職員)	重度障害者以外 (短時間職員)		重度障害者 (常勤職員)	重度障害者以外 (常勤職員)	重度障害者 (短時間職員)	重度障害者以外 (短時間職員)			
地方公共団体	404.0	364.5	106	149	2	3	18.5	1	16	0	1	21.0	21	0
[2.3%]	(400.0)	(359.5)	(102)	(149)	(4)	(5)	(18.5)	(1)	(16)	(0)	(1)	(22.0)	(22)	(0)
教育委員会	162.0	155.0	34	85	0	4	1.0	0	1	0	0	6.0	6	0
[2.2%]	(161.0)	(155.0)	(33)	(87)	(0)	(4)	(1.0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(5.0)	(5)	(0)

※（ ）内は平成28年6月1日現在の数値

注1. 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料2-(1)概況の「障害者の数」に対応している。

2. 「常勤職員」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間職員」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

3. 計算上「重度障害者（常勤職員）」については、1人を2人分と相当するものとしてダブルカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間職員）」並びに「精神障害者」である「短時間職員」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

3 特殊法人における障害者雇用状況

(1) 概況

	企業数	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合
特殊法人 [2.3%]	企業 6 (6)	人 4,090.0 (4,014.0)	人 100.5 (84.0)	% 2.46 (2.09)	% 83.3 (66.7)

※ () 内は平成28年6月1日現在の数値

注 「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、計上された労働者数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難と認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(2) 障害者別雇用状況

(人)

	障害者数 合計	身体障害者計	知的障害者計				知的障害者計	精神障害者計				精神障害者計	常用労働者	短時間労働者
			重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)		重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)			
特殊法人 [2.3%]	100.5 (84.0)	46.0 (43.0)	12 (10)	22 (23)	0 (0)	0 (0)	43.0 (31.0)	9 (6)	24 (18)	1 (1)	0 (0)	11.5 (10.0)	11 (10)	1 (0)

※ () 内は平成28年6月1日現在の数値

注1 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料3-(1)概況の「障害者の数」に対応している。

2 「常用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。

3 計算上「重度障害者（常用労働者）」については、1人を2人分と相当するものとしてダブルカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間労働者）」並びに「精神障害者」である「短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。

4 民間企業における都道府県別障害者雇用率・法定雇用率達成企業割合の状況

都道府県名	実雇用率		法定雇用率達成企業割合		法定雇用率達成企業の数	
	(%)	対前年増減	(%)	対前年増減	達成企業	企業全体
全国	1.97	0.05	50.0	1.3	45,553	／ 91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	／ 3,288
青森県	2.06	0.08	57.1	2.9	503	／ 881
岩手県	2.16	0.09	57.5	1.2	540	／ 939
宮城県	1.94	0.06	53.2	3.1	742	／ 1,396
秋田県	1.98	0.08	61.0	3.2	415	／ 680
山形県	2.03	0.07	58.0	1.7	498	／ 858
福島県	1.95	0.05	55.7	2.1	739	／ 1,326
茨城県	1.97	0.07	55.9	2.0	792	／ 1,417
栃木県	1.98	0.08	60.1	2.9	665	／ 1,106
群馬県	1.96	0.06	57.5	1.1	793	／ 1,378
埼玉県	2.01	0.08	49.4	0.5	1,476	／ 2,986
千葉県	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	／ 2,215
東京都	1.88	0.04	34.1	1.0	6,454	／ 18,901
神奈川県	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	／ 4,371
新潟県	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	／ 1,740
富山県	1.97	0.01	58.5	1.0	567	／ 969
石川県	1.98	0.10	56.7	0.2	562	／ 992
福井県	2.40	0.09	58.6	1.8	382	／ 652
山梨県	1.95	0.03	57.7	1.4	326	／ 565
長野県	2.06	0.04	60.9	0.7	929	／ 1,525
岐阜県	2.02	0.07	58.4	1.7	839	／ 1,437
静岡県	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	／ 2,658
愛知県	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	／ 5,779
三重県	2.08	0.04	61.3	0.5	666	／ 1,086
滋賀県	2.13	0.04	60.7	1.9	479	／ 789
京都府	2.07	0.05	53.1	2.5	918	／ 1,728
大阪府	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	／ 7,401
兵庫県	2.03	0.06	52.7	0.7	1,663	／ 3,157
奈良県	2.62	0.02	63.2	2.8	361	／ 571
和歌山県	2.25	△ 0.16	62.1	△ 2.6	341	／ 549
鳥取県	2.16	0.05	59.7	0.6	255	／ 427
島根県	2.25	0.08	68.1	1.8	360	／ 529
岡山県	2.52	0.07	55.7	2.5	751	／ 1,348
広島県	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	／ 2,150
山口県	2.56	0.09	59.3	3.5	515	／ 869
徳島県	2.17	0.08	66.0	2.3	284	／ 430
香川県	1.96	0.05	57.7	△ 0.1	459	／ 795
愛媛県	1.97	0.10	54.2	2.5	506	／ 933
高知県	2.19	△ 0.01	60.9	△ 1.6	297	／ 488
福岡県	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	／ 3,502
佐賀県	2.54	0.11	72.6	△ 0.5	395	／ 544
長崎県	2.26	0.05	60.1	1.7	567	／ 944
熊本県	2.24	0.05	58.9	1.5	696	／ 1,182
大分県	2.44	△ 0.02	61.4	0.2	474	／ 772
宮崎県	2.30	△ 0.02	66.5	△ 0.3	489	／ 735
鹿児島県	2.22	0.06	61.7	0.2	702	／ 1,137
沖縄県	2.43	0.09	61.6	1.3	554	／ 899

県及び市町村等地方公共団体・特殊法人の状況

① 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

機関名	法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
奈良県	3,483.5	93.0	2.67	0.0	注4
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0	
奈良市	2,112.0	50.0	2.37	0.0	
大和高田市	731.0	18.0	2.46	0.0	注4
大和郡山市	586.0	12.5	2.13	0.5	注4
天理市	707.0	17.0	2.40	0.0	注4
橿原市	781.0	21.5	2.75	0.0	
桜井市	424.0	12.0	2.83	0.0	
五條市	406.0	9.0	2.22	0.0	注4
御所市	459.0	11.0	2.40	0.0	注4
生駒市	707.0	16.0	2.26	0.0	注4
香芝市	472.0	11.0	2.33	0.0	注4
葛城市	242.0	4.0	1.65	1.0	
宇陀市	552.0	14.0	2.54	0.0	注4
平群町	205.0	5.0	2.44	0.0	
三郷町	171.0	5.0	2.92	0.0	
斑鳩町	189.0	4.0	2.12	0.0	
安堵町	74.0	3.0	4.05	0.0	
川西町	76.0	1.0	1.32	0.0	
三宅町	102.0	2.0	1.96	0.0	
田原本町	264.0	6.0	2.27	0.0	注4
上牧町	192.0	5.0	2.60	0.0	注4
河合町	166.0	15.0	9.04	0.0	注4
王寺町	112.0	2.0	1.79	0.0	
広陵町	227.0	4.0	1.76	1.0	注4
高取町	67.0	3.0	4.48	0.0	
明日香村	89.0	3.0	3.37	0.0	
山添村	72.0	3.0	4.17	0.0	
曾爾村	47.0	1.0	2.13	0.0	
御杖村	55.0	0.0	0.00	1.0	
吉野町	112.0	3.0	2.68	0.0	
大淀町	247.5	6.0	2.42	0.0	注4
下市町	108.0	3.0	2.78	0.0	
天川村	54.0	0.0	0.00	1.0	
川上村	55.0	1.0	1.82	0.0	
下北山村	45.5	0.0	0.00	1.0	
十津川村	150.0	3.0	2.00	0.0	注4
東吉野村	60.0	3.0	5.00	0.0	
奈良市企業局	210.5	8.0	3.80	0.0	
橿原市教育委員会	132.5	4.0	3.02	0.0	
桜井市教育委員会	49.0	3.0	6.12	0.0	
葛城市教育委員会	97.0	3.0	3.09	0.0	

② 法定雇用率2.2%が適用される県下教育委員会

	法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
奈良県教育委員会	6,763.0	151.0	2.23	0.0	
奈良市教育委員会	435.5	11.0	2.53	0.0	

③ 法定雇用率2.3%が適用される特殊法人

	法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0	
国立大学法人 奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0	
国立大学法人 奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0	
公立大学法人 奈良県立医科大学	1,887.5	48.5	2.57	0.0	
地方独立行政法人 奈良県立病院機構	1,211.0	28.0	2.31	0.0	
公立大学法人 奈良県立大学	47.0	0.0	0.00	1.0	

注1. 「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2. 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、計算上1人を2人に相当するものとしてカウントされ、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、計算上1人を0.5人に相当するものとしてカウントされる。

3. 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となる事があり、この場合法定雇用率達成となる。

4. 当該機関は、特例認定を受けている（下記一覧参照）。

特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び人的関係が緊密である機関（B）の申請に基づき、厚生労働省の認定を受けた場合に、当該機関（B）に勤務する職員を当該機関（A）に勤務する職員とみなすものである。

【特例認定一覧】

認定機関(A)	適用年月日	みなされることとなる機関(B)		
		奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会
奈良県	平成15年4月1日	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局	
大和高田市	平成23年5月31日	大和高田市教育委員会		
天理市	平成22年7月5日	天理市教育委員会		
大和郡山市	平成14年12月20日	大和郡山市教育委員会		
御所市	平成23年11月22日	御所市教育委員会		
五條市	平成21年8月18日	五條市教育委員会		
生駒市	平成15年3月17日	生駒市教育委員会		
香芝市	平成15年12月19日	香芝市教育委員会		
宇陀市	平成18年3月13日	宇陀市教育委員会		
河合町	平成17年7月25日	河合町教育委員会		
広陵町	平成16年6月28日	広陵町教育委員会		
田原本町	平成16年1月5日	田原本町教育委員会		
大淀町	平成22年5月10日	大淀町教育委員会		
十津川村	平成14年12月20日	十津川村教育委員会		
上牧町	平成26年7月11日	上牧町教育委員会		

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上に広がります。**

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

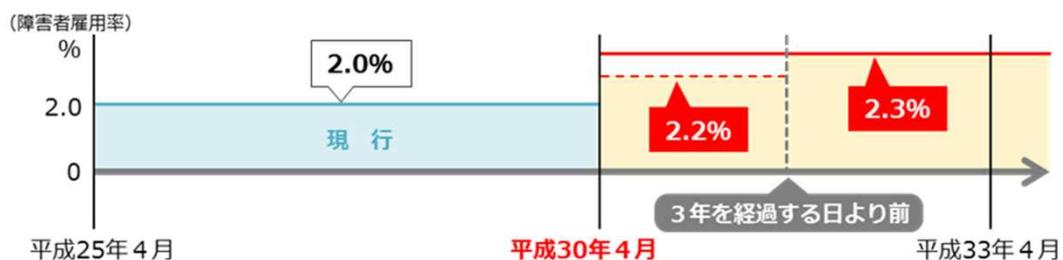
留意点

②

平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げとなります。**

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01